

別記様式第2号の2（第9項関係、公告文例（電子入札））

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和7年5月22日

広島県知事 湯崎 英彦

1 調達内容

- (1) 業務名
介護サービス基盤安定化に向けた市町支援事業業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県健康福祉局医療介護基盤課（広島県庁舎本館5階）
- (5) 入札方法
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

- (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目			内 容
技 術 評 価	実 施 計 画・ 実 施 体 制	実施計画の妥当性	業務の目的、事業内容を十分に理解した上で、基本方針・実施計画を具体的に記載した資料。
		市町個別支援の実施内容	県が選定した市町の抱える課題をテーマに、地域の実情に応じた具体的な取組に向けた論点整理や戦略策定等に関して助言を行うための手法や工夫について具体的かつ

			客観的に記載した資料。
	地域分析の実施		市町個別支援の結果及び各種データを踏まえ、県が地域の介護サービス基盤安定化等に向けた取組を行う上での課題等进行分析し、今後の方向性を提案するための手法や工夫について具体的かつ客観的に記載した資料。
	セミナーの開催		市町個別支援と地域分析の結果を踏まえた、介護サービス基盤安定化等に向けた課題抽出の視点やその過程等について、他の市町が共有できる内容として、具体的かつ客観的に記載した資料。
	事業の効果		この事業を実施することで得られる効果が分かる具体的かつ客観的に記載した資料。
	アドバイザーの業務経歴		次の事項について記載した客観的資料。 【業務委託仕様書 5 (1) ア (i) の要件を満たす者】 ①職名 ②業務経歴 ③地域包括ケアシステムに関する自治体支援の実績（広島県及び広島県内市町） ④地域包括ケアシステムに関する自治体支援の実績（広島県関係以外） ⑤介護保険制度全般に関する自治体支援の実績 【上記以外の者】 ①職名 ②業務経歴 ③地域包括ケアシステム又は介護保険制度に関する自治体支援の実績
	業務体制		責任者、役割分担等が具体的に示され、県の要請に応じて即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行しうると認められる客観的に記載した資料。
	業務実績		・過去3年間（令和4年度～令和6年度）に、国、都道府県又は市町村から、「地域包括ケアシステム」や「介護保険事業（支援）計画策定支援」に関する業務委託や補助を受けた業務の実績を記載した資料。 なお、記載に当たっては、広島県（県内市町を含む）と他の都道府県での実績は分けて列挙し、それぞれ5件程度を記載すること。
	国との連携		・過去3年間（令和4年度～令和6年度）に、国から「地域包括ケアシステム」や「介護保険事業（支援）計画策定支援」に関する業務委託や補助を受けた業務、検討委員会の事務局や検討委員としての参画の実績等を記載した資料。

		財政基盤	令和5年度及び令和6年度の決算書類（貸借対照表、収支計算書、財産目録等事業報告書一式及び決算附属明細書）
政策評価	社会的責任	障害者雇用への取組の評価	障害者雇用率が分かる客観的に記載した資料。 なお、対象の場合は、令和7年6月1日時点の「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。
	法令遵守	社会保険等の加入状況	社会保険等に参加していることが分かる客観的に記載した資料。
		業務従事予定者の賃金水準	従事予定者の賃金水準が分かる客観的に記載した資料。

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要な書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要な事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項 目	評価項目		評価基準	配点
技術評価	実施計画	○実施計画の妥当性	・業務の目的、事業内容を理解したものか ・実現可能性が十分認められるか	5.0
	実施体制	○市町個別支援の実施内容	・市町の抱える課題をテーマに、地域の実情に応じた具体的な取組に向けた論点整理や戦略策定等に資する助言等が見込める内容か。	10.0
		○地域分析の実施	・県が、市町個別支援や各種調査の結果を活用しながら、介護サービス基盤安定化等に向けた市町支援を実施する際に必要な論点、共通項等を抽出し、方向性を提案することが見込める内容か。	30.0
		○セミナーの開催	・市町個別支援と地域分析の結果を踏まえた、介護サービス基盤安定化等に向けた課題抽出の視点やその過程等について、他の市町が共有できる内容か。	10.0
		○事業の効果	・当該業務が、地域包括ケアシステムの充実や介護サービス基盤安定化等につながることが見込める内容か。	10.0
		○アドバイザーの業務経歴	・市町の地域包括ケアシステム充実や介護サービス基盤安定化等に向けた取組に対して適確な地域分析及び助言を行うに足る業務経歴、支援実績を有しているか。	30.0
		○業務体制	・業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員配	10.0

			置、役割分担等) が具体的に示され、本業務を円滑かつ確実に履行しうると認められるか。	
		○業務実績	・過去に実績（都道府県又は市町村から同様の業務の委託、補助経験）があり、業務遂行能力が認められるか。	20.0
		○国との連携	・過去に地域包括ケアや介護サービス基盤安定化等に係る国からの業務委託や国の検討委員会への参画等の実績があり、国の動向を深く理解した上で、最新の国の情報を基に業務遂行ができる能力が認められるか。	10.0
		○財政基盤	・経営破綻等により、業務の不履行が生じないか。	5.0
政策評価	社会的責任	○障害者雇用への取組の評価	・障害者雇用率 2.5%以上 ・障害者雇用有り	4.0
	法令遵守	○社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価	3.0
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	3.0
合 計				150.0
価格評価の配分点				10.0
技術評価の配分点				80.0
政策評価の配分点				10.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 － (入札価格) / (予定価格))			0.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			0.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			0.0
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点			0.0

※1 端数処理については、小数点以下第 2 位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点（財政基盤を除く）に係る要求水準は 58 点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61K コンサルティングサービス」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県健康福祉局医療介護基盤課（広島県庁舎本館 5 階）
電話（082）513-3149（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）から令和 7 年 6 月 3 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 3 日（火） 午後 5 時

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 6 月 6 日（金）までに通知する。

- (3) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

イ 提出期間

令和 7 年 6 月 19 日午前 9 時から令和 7 年 6 月 20 日午後 5 時までとする。

- (4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁舎本館 5 階医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループ

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 5 時 00 分

ウ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札の日時

令和7年6月23日（月） 午前9時30分

6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61Kコンサルティングサービス」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (イ) 上記(ア)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入

札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県健康福祉局医療介護基盤課（広島県庁本館 5 階）

電話（082）513 - 3149（ダイヤルイン）

メールアドレス fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp